

SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2023.8

Vol.27

監督庁・消費者庁の
リリースに注目!

2023年、毎月のように消費者庁から景品表示法に基づく措置命令や課徴金命令、特定商取引法に基づく行政処分が発出されています。

このように広告に対する規制が一層強まる中、どのように情報収集をしていけばよいのでしょうか。

今ニュースレーターでご紹介します消費者庁は、摘発情報や法改正情報を速報的に報道しています。

話題のステルスマーケティング規制などの内容についても、消費者庁のリリースが最も早く、正確な情報でございます。とはいえ、行政が作成する文章を読みこなそうと思うと少し難しいものもございますので、弊所のセミナーやニュースレーターを参考にいただければ幸いです。

～今月のテーマ～

令和5年7月を含め、消費者庁は様々な情報をリリースしています！
適切な広告表示をするためにも、消費者庁のリリースに注目しましょう！



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士 古谷 祐介

Executive Summary

1. はじめに
2. 機能性表示食品に対する景品表示法に基づく措置命令を踏まえた食品表示法における対応について（令和5年7月7日 外）
3. 健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（一部改定）の公表について（令和4年12月5日）
4. おわりに

1 はじめに

景品表示法に基づき措置命令を出したり行政指導をしたりするのは、消費者庁と都道府県知事となります。更に、消費者庁は、課徴金納付命令の要件を満たすと判断した場合に、課徴金納付命令を出す機関でもあります。

監督官庁である消費者庁は、事後的に措置命令を出したり課徴金納付命令を出したりするだけではなく、違反がないよう、あるいは、違反が是正されるよう、様々な情報提供をしてくれています。

消費者庁がリリースしている情報は様々なものがありますが、今回は、そのうち、

①令和5年7月にリリースされた「機能性表示

食品に対する景品表示法に基づく措置命令を踏まえた食品表示法における対応について」と、

②令和4年12月にリリースされた「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（一部改定）の公表について」

とを、比較的新しいものとして見ていきたいと思えます。

2 機能性表示食品に対する

景品表示法に基づく措置命令を踏まえた食品表示法における対応について

消費者庁は、令和5年6月30日、景品表示法に基づき、機能性表示食品を供給する会社に対し、措置命令を行いました。機能性表示食品に関する表

消費者庁HPより

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/#overview)

表 食品表示法に基づく確認結果の概要 (情報提供)

回答内容	DHA・EPA (500mg)	モノグルコ シルヘスペ リジン	オリーブ由 来ヒドロキ シチロソール	モノグルコ シルヘスペ リジン/オリ ーブ由来ヒ ドロキシチ ロソール	計
科学的根拠があると主張	2	0	1	0	3
撤回の申出	29	10	42	4	85
(うち撤回届出の提出済)	(13)	(5)	(18)	(1)	(37)
計	31	10	43	4	88

令和5年8月22日時点

示が【科学的根拠に乏しい】ことを理由に優良誤認表示に当たるとしたものであり、機能性表示食品につき科学的根拠が乏しいことを理由とする初めての措置命令であると言われてい

ます。
特定健康保険用食品（トクホ）は「許可」が必要ですが、機能性表示食品は「届出」で足りず。とはいえ、科学的根拠が必要でし、その科学的根拠は国のガイドライン等に基づいた合理的なものである必要があります。今回、初めてその点にメスが入ったと言えます。

機能性表示食品制度は2015年4月1日に

スタートしたのですが、その届出件数は毎年右肩上がりに増えてきています。

こういった状況の元、消費者庁は、令和5年7月7日に、「機能性表示食品に対する景品表示法に基づく措置命令を踏まえた食品表示法における対応について」をリリースしました。

その内容の概要は次の通りです。

・（科学的根拠が乏しいことを理由に）前記の通りの措置命令を出したこと

・ 今回の事案を踏まえ、機能性表示食

品制度全体に対する信頼を損なうことのないよう、既に届出・公表されている科学的根拠の再検証を随時行うよう、令和5年7月3日付で関係団体に対して文書で要請したこと

・ 今回の事案と同一成分であって、科学的根拠が同一であるという他の商品「88件」に対し、科学的根拠として疑義がある点を指摘し、2週間以内に回答するよう求めたこと

このような内容のリリースとなります。
こちらのリリースは令和5年7月7日のものですが、消費者庁は、同月27日に続報をリリースしました。

その内容は、他の商品「88件」についての、同日時点における回答状況というものでした。

88件のうち、「撤回の申し出」をしたものが15件、「科学的根拠がある等の主張」をしたものが73件だったという内容です。

この件につき、消費者庁は、令和5年8月22日「随時更新」として、更なるリリースをしました。

88件からの現時点での回答結果の概要が公表され、その時点では、「撤回の申し出」をしたものが85件、「科学的根拠があると主張」したものが3件との内容でした。

7月27日の時点では、「撤回の申し出」が15件でしたが、その後、新たに70件が撤回の届け出をすると公表し、既に申し出があったものと合わせ撤回が85件に上ったようです。

消費者庁は、科学的根拠があると主張している残りの3件につき、「関係法令に基づき適切に対処していく」としているようです。

今後、機能性表示食品の届け出を考えられている方や、既に機能性表示食品の届け出をされている方は、消費者庁が出しているリリースもご確認頂くのが良いと思います。

3 健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について (一部改定)の公表について (令和4年12月5日)

消費者庁は、令和5年12月5日に、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(一部改定)」を公表しています。

重要な情報であるため公表・リリースしたという点では前記のものと変わりありませんが、こちらは、平成25年12月24日に制定された「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の一部を改訂したため、公表したものと異なります。

一部改定の内容として、まず、
・健康増進法65条は、錠剤やカプセル形状の食品のみならず、「野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに一般の食品と認識される物を含め」、「健康保持増進効果等について虚偽誇大な表示を禁止していることを明言した点が挙げられます。

健康増進法においては、「明らかに一般の食品と認識される物」を含め、規制対象になることを明言したものになります。

次に、健康保持増進効果等の例が追加されました。「コロナウイルスの予防に」、「認知症予防」、

「新陳代謝を盛んにする」、「若返り」、「アンチエイジング」、「細胞の活性化」、「体脂肪を減らすのを助ける」、「妊活」、「腸活」、「スリム○○」等々が例として追加されています。

次に、景品表示法及び健康増進法における「表示」につき、(冊子と無料サンプルの組み合わせ等で)「複数の広告等が一体となって当該商品自体の購入を誘引していると認められるとき」も「表示」に当たるとしています。

更に、広告をアフィリエイトに白紙委任していた場合や、いわゆるステマについて等、近時の問題について新たに触れられ、不実証広告の例が追記されたり、最上級表現(No.1表示等)について新たに記載されたりなどしています。

実際、その後、「No.1表示」で措置命令が出されるなどしていますので、やはり、消費者庁のリリース・公表は、注視していく必要があると思います。

4 おわりに

全てのリリースを網羅するのは大変ですが、消費者庁のリリースを確認したり、専門家と二人三脚の体制をとったりしながら、適切な表示を心掛けるのが良いと思います。

執筆者紹介

弁護士 古谷 祐介

【学歴】

早稲田大学高等学院 卒業
早稲田大学法学部 卒業
中央大学法科大学院 修了

【職歴】

平成 19 年 12 月 都内法律事務所 入所
令和 2 年 12 月 丸の内ソレイユ法律事務所

ヘルス&ビューティーチームとして顧問業務の外、契約書のレビュー、法人の倒産案件、労働案件（使用者側）、不動産案件、契約トラブル、債権回収に携わる。どんな案件にも対応できる総合力のある「オールラウンダー」。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、★、★★、★★★★

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

イベント出展・セミナー情報

ダイエット & ビューティーフェア
会場：東京ビッグサイト 西ホール

【イベントブース出展】

2023年9月25日～27日 10:00～17:00
ダイエット & ビューティーフェアにおいて弊所は3日間ブース出展をしております。セミナー終了後には弁護士が待機しておりますので、ご相談事ございましたらお気軽にお立ち寄りください。
イベントへの入場には事前登録が必要です。セミナーは聴講無料。事前申込優先となっております。イベントHPよりお申込ください。

【イベント会場セミナー】

近年の販促広告とその規制の動向

9月25日(月) 13:50～14:10
講師：弁護士・薬剤師 小池 章太

9月27日(水) 13:15～13:35
講師：弁護士 古谷 祐介

美容健康業界の広告規制
～ステマ規制と最新動向

9月26日(火) 10:20～11:10
講師：弁護士 福永 敬亮

おすすめスポットプラン

スタートアップ支援プラン 330,000円～

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援プラン 330,000円～

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行います。

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL : 03-5224-3801 E-mail : office@maru-soleil.jp